

## 第3章 計画の推進体制

---

1. 計画の推進体制の整備
2. 市民参画による推進体制
3. 計画の進捗状況の点検・公表
4. 目標値

## 第3章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制の整備

#### (1) 男女共同参画推進会議・幹事会

「島田市男女共同参画推進会議」（会長：副市長、委員：関係部長）において、島田市の男女共同参画推進施策の策定及び総合調整を行います。

また、関係課選出委員により組織する幹事会において、施策内容の調査・研究を行います。

#### (2) 男女共同参画推進委員会

市の条例第25条に基づく「島田市男女共同参画推進委員会」において、市長の諮問に応じて意見を述べるほか、男女共同参画の推進に関する事項を調査・審議します。

#### (3) 国・県等関係機関との連携

国・県等関係機関と情報交換を行うとともに、連携強化に努めます。

### 2 市民参画による推進体制

#### (1) 男女共同参画啓発推進員

市の男女共同参画推進施策の着実な実施を図るため、島田市男女共同参画啓発推進員により、事業の企画運営等への協力及び啓発活動を行います。

啓発推進員については公募により募集します。

#### (2) 男女共同参画推進のためのネットワークの拡充

市民への男女共同参画の浸透を目的として、市内関係団体・事業所により構成するネットワークを拡充します。

### 3 計画の進捗状況の点検・公表

計画の各項目については、具体的な事業や目標値を示した実施計画書を作成します。事業の進捗状況は年度ごとに調査し、推進委員会等により点検を行い、その結果を公表します。

## 4 目標値

本計画全体の成果を測る目安として、次のとおり目標値を定めます。

番号	指標	前回 (2013年度)	現状値 (2018年度)	5年後の 目標値 (2023年度)
1	「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識に反対する市民の割合	46.6%	62.2%	80%
2	女性が職業を持つことについて、ずっと職業を続けるほうがよいと考える市民の割合	—	33.9%	50%
3	市の審議会等の女性委員の割合	17.1%	26.9%	30%
4	市職員の管理職等（係長以上）の割合	—	18.5%	24.6%
<b>&lt;各分野で男女が平等であると思う市民の割合&gt;</b>				
5	家庭生活で	38.8%	33.1%	40%
6	職場で	25.2%	23.2%	30%
7	学校教育の場で	41.7%	46.4%	50%
8	地域（自治会・自主防災会・NPOなど）で	28.3%	29.9%	35%
9	政治の場で	19.0%	12.4%	20%
10	法律や制度の上で	32.2%	29.7%	35%
11	社会通念・慣習・しきたりなどで	15.6%	16.7%	20%

